

(添付1) 自主申告案内文

案内文

－「化学物質の登録及び評価等に関する法律」 違反事項の一掃に向けた自主申告－

化学物質の登録及び評価等に関する法律(以下「化評法」)では、化学物質を製造または輸入しようとする場合、当該物質に対する登録、申告等を行うよう定めています。

これに違反した場合、5年以下の懲役や1億ウォン以下の罰金、総売上高の5%以下の課徴金等に処するよう定めています。

しかし、事業場では、製造・輸入量に対する電算管理の不備や化学物質の登録・申告等化評法の義務事項を明確に認識しておらず、法規違反の事例が依然として発生しています。

これを受け、環境部は法務部と協議のうえ、化評法の実効性を高め、違反企業に同法の遵守を促すべく、自主申告期間('25.2.28～10.27)を設けて運営することとしました。

今回の申告期間内に申告し、適切な措置を取った企業に対しては、化評法違反事項に対する処罰を免除する計画であり、現在起訴中または捜査中の事件は情状酌量することで法務部とは協議済みです。

自主申告の際は、違反申告書と共に化評法別紙書式に製造・輸入内訳などを含む書類を添付の申告機関へ提出しなければなりません。

今回の自主申告は、「化学物質の登録を通じて情報を生産・活用して国民健康及び環境を保護する」という化評法の趣旨を最大に生かすために、時限的に推進するものです。

自主申告期間の終了後は、指導・点検などにより化評法違反事項に対する徹

底した取締りを行う予定であり、違法事項が発覚した場合、法令に基づき厳しい措置が取られる方針であることをお知らせします。

化学物質の製造業者及び輸入業者の皆様におかれましては、政府のこのような趣旨をご理解いただき、かつて化評法上の違反事項はなかったかを綿密にご確認のうえ、違反事項があった場合は期間内に申告して下さるようお願い申し上げます。

2025. 2.28

環境部長官

Wan-seop Kim

法務部長 官職務代行

Seok-woo Kim

* 添付 「化学物質の登録及び評価等に関する法律」違反事項の自主申告
公告文 1部。以上

環境部公告第 2025-124 号

法務部公告第2025-68号

「化学物質の登録及び評価等に関する法律」違反事項の自主申告

環境部は、法務部と協議のうえ「化学物質の登録及び評価等に関する法律」に基づく化学物質の登録、事前申告、変更登録など法的義務事項の履行に向け、次のように自主申告期間を設けて公告します。

2025年 02月 28日

環境部長官

法務部長官

1. 申告期間：2025年2月28日～2025年10月27日(8ヵ月)

2. 申告対象

- 2025年2月27日以前に ①「化学物質の登録及び評価等に関する法律(「化学物質登録評価法」)」第10条第1項による「登録」、②同法第10条第3項による「申告(事前申告)」、③同法第12条第1項による「変更登録」をせず、又は登録・申告(事前申告)・変更登録した内容と異なって、化学物質を製造・輸入した者

3. 申告方法

ア. 申告機関

- 登録及び変更登録：化学物質安全院(化学物質登録評価チーム)
- 事前申告：韓国環境公団(化学物質安全支援部)

イ. 申告書類

- ①違反申告書(添付)及び②「化学物質登録評価法施行規則」別紙書式*に過去の製造・輸入実績などを作成して提出する。

* 化学物質登録及び変更登録は「化学物質登録評価法施行規則」別紙第2号書式に、事前申告は「化学物質登録評価法施行規則」別紙第5号の2書式に作成して提出する。

- 「化学物質登録評価法施行規則」第5条第1項第1号及び第2号による資料を、試験の所要期間などのために自主申告期間内に提出できない場合は試験日程が含まれた試験契約書の写しや参照権購買申請書の写しなどを提出する。

4.自主申告者の処理

- 「化学物質登録評価法」違反による罰則及び行政処分の免除
 - ただし、現在、起訴中止中又は捜査中の事件は、自主申告措置の結果に応じて情状酌量する。

5.自主申告をしなかった者に対する措置

- 自主申告期間後に法令違反事実で摘発された場合、罰則と行政処分を厳しく適用する。

製造 新規
 輸入 既存

化学物質の登録等違反申告書

※ 色が塗られたところは記載不要で、[]は該当するものに√でチェックしてください。

受付番号	受付日	発行日	処理期間					
申告人 (法第38条により選任された者又は委託した者を含む)	商号(名称)	事業者登録番号 (法人登録番号)						
	氏名(代表者)	担当者氏名及び連絡先	(メール:)					
	所在地(事業場)		(電話番号:) (FAX:)					
申告事項	法違反内容	<input type="checkbox"/> 法第10条第1項に違反して登録をせず、又は登録した内容と異なって、化学物質を製造・輸入						
		<input type="checkbox"/> 法第10条第3項に違反して既存化学物質を申告せず、又は申告した内容と異なって、化学物質を製造・輸入						
		<input type="checkbox"/> 法第12条第1項に違反して変更登録をせず、又は変更登録した内容と異なって、化学物質を製造・輸入する。						
	①化学物質名 (総称名)							
	固有番号 (CAS No.など 化学物質識別番号)							
	②年間製造 (輸入)量(トン)	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
③備考								

「化学物質の登録及び評価等に関する法律」違反事項の自主申告公告(環境部公告第2025-124号)に基づき、法違反内容を上記のように申告します。

年 月 日

申告人 (署名または印)

化学物質安全院長, 韓国環境公団 理事長 殿

添付書類	1. 化学物質の登録及び評価等に関する法律施行規則[別紙第2号書式](法第10条第1項又は第12条第1項に違反した場合に限る) 2. 化学物質の登録及び評価等に関する法律施行規則[別紙第5号の2書式](法第10条第3項に違反した場合に限る)	手数料 なし
------	---	-----------

作成方法

- ①欄は、化学物質名を記入します。ただし、当該化学物質を「化学物質の登録及び評価等に関する法律」第45条第1項により資料保護を要請する場合は、総称名を記載します。
- ②欄は、2018年～2024年の場合、当該年の1月1日から12月31日までの年間製造又は輸入量を記入します。2025年は、1月1日から2月27日以前までの年間製造又は輸入量を記入します。
- ③欄は、自主申告期間以前に違反内容の是正を完了した場合、是正完了した日付と関連登録番号等を記入します。自主申告期間内に登録または変更登録に必要な申請資料の提出を完了することが困難な場合、自主申告期間満了日から1年以内の期間において、登録又は変更登録完了予定日を記入します。

(添付2) 質疑応答

1. 自主申告期間を運営する目的は何ですか。

- 100 トン以上の既存化学物質に対する登録猶予期間が終了('24.12.31.)したが、期間内に登録を完了できなかった企業に対し、即処罰するのではなく、登録する機会をもう一度与えた方がより適切であると判断。
- ※ 化学物質の製造・輸入業者の多くが中小企業であり、電算管理の不備や専属人員の不足などの過失で法に違反する事例があり得る(100 トン以上事前申告した企業に占める中小企業の割合は約73%)
 - これを受け、法務部、警察庁と協議のうえ、自主申告を通じて時限的に是正の機会を与えることで、化学物質の安全管理システムの強化が狙い。

2. 自主申告はどのように行いますか。

- 違反申告書と化評法施行規則別紙書式*に過去の製造・輸入実績などを作成し、化学物質情報処理システム(kreach.me.go.kr)を通じて提出。
 - * 登録及び変更登録は「化学物質登録評価法施行規則」別紙第 2 号書式、事前申告は「化学物質登録評価法施行規則」別紙第 5 号の 2 書式を作成
 - 登録及び変更登録の未履行に対する自主申告は化学物質安全院が、事前申告の未履行に対する自主申告は韓国環境公団が受付となる。

3. 自主申告をする製造・輸入者はどのような処分が免除されますか。

- 自主申告の措置結果により、罰則と行政処分が免除される。
 - 現在、起訴中止中または捜査中の事件は、措置結果に応じて情状酌量される。

4. 期間内に自主申告をしないと、どうなりますか。

- 自主申告期間後に現場点検などにより法令違反が発覚した場合、厳しい措置が取られる予定